鳴門教育大学附属中学校校則

平成16年 4月 1日校則第 2 号 改正 平成17年3月14日校則第2号 平成18年3月 7日校則第2号 平成20年3月17日校則第3号 平成21年2月24日校則第3号 平成25年3月11日校則第3号 平成30年1月15日校則第1号 令和 3年3月 5日校則第3号 令和 3年7月27日校則第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 鳴門教育大学附属中学校(以下「本校」という。)は、小学校における教育の 基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すとともに、 鳴門教育大学(以下「本学」という。)における生徒の教育に関する研究に協力し、 かつ、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的とする。

(生徒定員及び学級数)

第2条 本校の生徒定員及び学級数は、次のとおりとする。

入	学	定	員	収	容	定	員	学	級	数
		136人		408人					1 2 学級	

(職員)

第3条 本校の職員の種類は、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員及び 労務職員とする。

(校長等の職務)

- 第4条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 2 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。
- 3 教頭は、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の 職務を行う。

第2章 校務分掌,職員会議及び学校評議員

(校務分掌)

- 第5条 本校は、調和のとれた学校運営を行うため、教務主任、学年主任、保健主事、 生徒指導主事、進路指導主事、研究主任及び教育実習主任を置く。
- 2 校長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。
- 3 本校の図書室の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置く。
- 4 第1項及び第2項に規定する主任並びに第3項に規定する司書教諭等は、校長が文書をもって命ずる。校長が主任及び司書教諭等を命じ、又は免じたときは、直ちに学長に

報告しなければならない。

(職員会議)

- 第6条 校長の職務の円滑な執行に資することを目的に職員会議を置く。
- 2 前項の職員会議に必要な事項は、別に定める。

第3章 学校評価及び教育活動等の状況の提供

(自己評価)

- 第7条 本校は、本校における教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を 行い、その結果を公表する。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、本校の実情に応じ適切な項目を設定して行う。 (学校関係者評価)
- 第8条 本校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた本校の生徒の保護者その 他本校の関係者(本校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう 努める。
- 2 前項の学校関係者評価について必要な事項は、別に定める。

(評価結果の報告)

第9条 校長は,第7条第1項の規定による評価及び前条により評価を行った場合はその結果を,学長に報告しなければならない。

(教育活動等の状況の提供)

第10条 本校は、本校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。

第4章 学年,学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から10月第2月曜日まで

後期 10月第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第13条 休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - (3) 春期休業 4月1日から4月7日まで
 - (4) 夏期休業 7月21日から8月29日まで
 - (5) 秋期休業 10月第2月曜日の翌日からその週の金曜日まで
 - (6) 冬期休業 12月21日から翌年1月5日まで
 - (7) 学年末休業 3月21日から3月31日まで
- 2 校長は、必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第5章 修業年限

(修業年限)

第14条 修業年限は、3年とする。

第6章 入学,編入学及び転入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第20条の規定により編入学又は 転入学する者については、この限りではない。

(入学資格)

第16条 本校に入学することができる者は、小学校を卒業した者で、保護者と同居し、 そこを生活の本拠とするものとする。

(入学の出願)

第17条 本校に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

- 第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学, 転入学)

- 第20条 本校に編入学又は転入学を志願する者があるときは、校長は、生徒定員の欠員 状況等により、相当学年に編入学又は転入学を許可することがある。
- 2 第16条から前条までの規定は、編入学及び転入学の場合に準用する。

第7章 教育課程,授業時数及び教科用図書

(教育課程等)

第21条 教育課程及び授業時数は、学校教育法(昭和22年法律第26号)及びその他の法令並びにこれらに基づく中学校学習指導要領に基づき、別に定める。

(教科用図書等)

第22条 本校において使用する教科用図書等は、校長が選定する。

第8章 学習の評価,課程修了の認定及び卒業

(学習の評価)

第23条 学習の評価に関する基準及びその方法は、校長が別に定める。

(課程修了の認定)

第24条 各学年の課程の修了は、当該学年の平素の成績を評価して、校長が認定する。 (卒業)

- 第25条 本校所定の全課程を修了した者については、校長が卒業を認定する。
- 2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

第9章 休学,復学,出席停止,転校及び退学

(休学)

第26条 疾病その他特別の事由により、引き続き3か月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2 校長は、疾病その他特別の事由により修学することが適当でないと認められる者に対 し、休学を命ずることができる。

(復学)

第27条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、校長の許可を得て、復学することができる。

(出席停止)

- 第28条 校長は、性行不良であって、他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒があるときは、その者の出席停止を学長に申し出るものとする。
- 2 学長は、前項の申し出を受けたときは、当該生徒の保護者に対し、当該生徒の出席停止を命ずることができる。
- 3 校長は、伝染病予防のため、その生徒の出席停止を命ずることができる。 (転校)
- 第29条 転校しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。
- 第30条 校長は、就学義務の猶予又は免除若しくは特別の事由があると認められる者については、退学を認めるものとする。

第10章 賞罰

(表彰)

(退学)

第31条 生徒として表彰に値する行為があった者は、校長が表彰する。

(懲戒)

- 第32条 本校の校則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為があった者は、校長 が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当の理由がなく出席常でない者
 - (3) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に著しく反した者 第11章 検定料

(検定料)

- 第33条 検定料の額及びその徴収方法は、別に定める。
- 2 納付した検定料は、原則として返付しない。

附則

- 1 この校則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この校則の施行日の前日において、旧鳴門教育大学学校教育学部附属中学校に在学する者は、この校則施行の日において、他の学校へ転校する者を除き、本校に在学するものとし、本校の生徒となる。

附則

この校則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この校則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この校則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この校則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この校則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この校則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本校の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成30年度から平成31 年度までは次の表のとおりとする。

区 分	収容定員
平成30年度	456人
平成31年度	432人

附則

- 1 この校則は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 鳴門教育大学附属学校評議員規程(平成16年規程第83号)は、施行日をもって廃 止する。

附則

この校則は、令和3年7月27日から施行する。